

○さいたま市行政会議規程

平成 17 年 5 月 31 日

訓令第 13 号

(設置)

第 1 条 市政運営の基本方針等の周知、重要な事務事業の報告及び連絡、行政部門間の情報及び意見の交換等を行うため、さいたま市行政会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市政運営の基本方針及び重要施策の周知に関する事項
- (2) 重要な事務事業の報告及び連絡に関する事項
- (3) 行政部門間の情報及び意見の交換に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(主宰及び構成)

第 3 条 会議は、市長が主宰する。

2 会議は、市長、副市長、水道事業管理者、教育長、局長、都市戦略本部長、区長、会計管理者、消防局長、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、埼玉県警察さいたま市警察部長その他市長が指定する者をもって構成する。

3 前項に定める者(市長、副市長及び教育長を除く。)が会議に出席できないときは、代理の者を出席させなければならない。

(一部改正〔平成 18 年訓令 10 号・19 年 4 号・20 年 5 号・21 年 3 号・14 号・20 号・25 号・22 年 4 号・24 年 5 号・25 年 5 号〕)

(開催)

第 4 条 会議は、毎月第 1 月曜日に開催する。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

(一部改正〔平成 18 年訓令 10 号〕)

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、市長公室において処理する。

(一部改正〔平成 18 年訓令 10 号・21 年 3 号〕)

(その他)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 6 月 7 日訓令第 10 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 1 日訓令第 14 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 16 日訓令第 20 号）

この訓令は、平成 21 年 10 月 17 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 29 日訓令第 25 号）

この訓令は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 23 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 25 年 10 月 23 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 31 日訓令第 16 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日訓令第 3 号）

この訓令は、公布の日から施行する。